

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和3年3月3日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和3年1月19日（火）午前9時40分頃、周南市大字長穂の国道315号において、こども・福祉部こども支援課職員が運転する公用車が徳山方面から鹿野方面に走行中、路面凍結によりスリップし中央車線を越え、対向車両と衝突する事故が発生した。

この事故により使用不能となった公用車のリース契約を解約した。

(2) 損害賠償の相手方

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

[REDACTED]

(3) 損害賠償の額

¥249,284-

2 専決処分の年月日

令和3年2月19日